

4 教保第 3 9 7 号
令和 4 年 7 月 1 日

各県立学校長 殿

保健体育課長

学校生活におけるマスクの着用に関する保護者への連絡について
(依頼)

学校生活におけるマスクの着用については、通知等で度々お願いしているところですが、学校内での対応のみならず、保護者にも十分な理解と協力を得る必要があります。

梅雨が明けて熱中症のリスクが一層高まっていることから、マスク着用の考え方について、別添の保護者あて文書を作成しましたので、保護者への配布及び教職員への周知をお願いいたします。

また、保護者に対しては、文書を配布するだけでなく、保護者会等の機会を捉えて、繰り返しお伝えいただきますようお願いいたします。

担当 振興・保健グループ (宍井)

電話 052-954-6793 (ダイヤル)

4 教保第 3 9 7 号
令和 4 年 7 月 1 日

各教育事務所・支所長 殿

保 健 体 育 課 長

学校生活におけるマスクの着用に関する保護者への連絡について
(依頼)

学校生活におけるマスクの着用については、通知等で度々お願いしているところですが、学校内での対応のみならず、保護者にも十分な理解と協力を得る必要があります。

梅雨が明けて熱中症のリスクが一層高まっていることから、マスク着用の考え方について、別添の保護者あて文書の例を作成しましたので、参考にしていただくよう、貴管内市町村教育委員会に周知してください。

また、保護者に対しては、文書を配布するだけでなく、保護者会等の機会を捉えて、繰り返しお伝えいただくよう、加えて周知をお願いします。

担当 振興・保健グループ (宍井)

電話 052-954-6793 (ダイヤル)



教育は
未来へつなぐ
希望の輪

2022年7月

保護者の皆様

愛知県教育委員会

学校生活におけるマスクの着用について

梅雨が明けて気温や湿度の高い日が増え、熱中症のリスクが一層高まっています。

熱中症のリスクは命に関わる重大なものですので、夏季においては、感染防止対策よりも熱中症対策を優先する必要があります。

そのため、学校生活におけるマスクの着用について、次のような対応をしています。

- 運動時や、登下校で屋外にいるときは、特に熱中症のリスクが高いため、マスクを外すよう指導しています。
- 人との距離（2m以上を目安）がとれて会話をほとんどしない場合は、マスクを着用する必要はないことを伝えています。
- 空調の効いた教室内など熱中症のリスクが低い場所で、人との距離がとれないときは、感染防止のため、マスクを着用するよう指導しています。
- 体調などの理由で、マスクを着け続けることが難しい、またはマスクを外すことができない児童生徒に対しては、それぞれの事情に応じて配慮しています。

ご家庭においても、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では外すようお子様に促していただくなど、ご協力をお願いいたします。